

適正取引の更なる深化に向けて

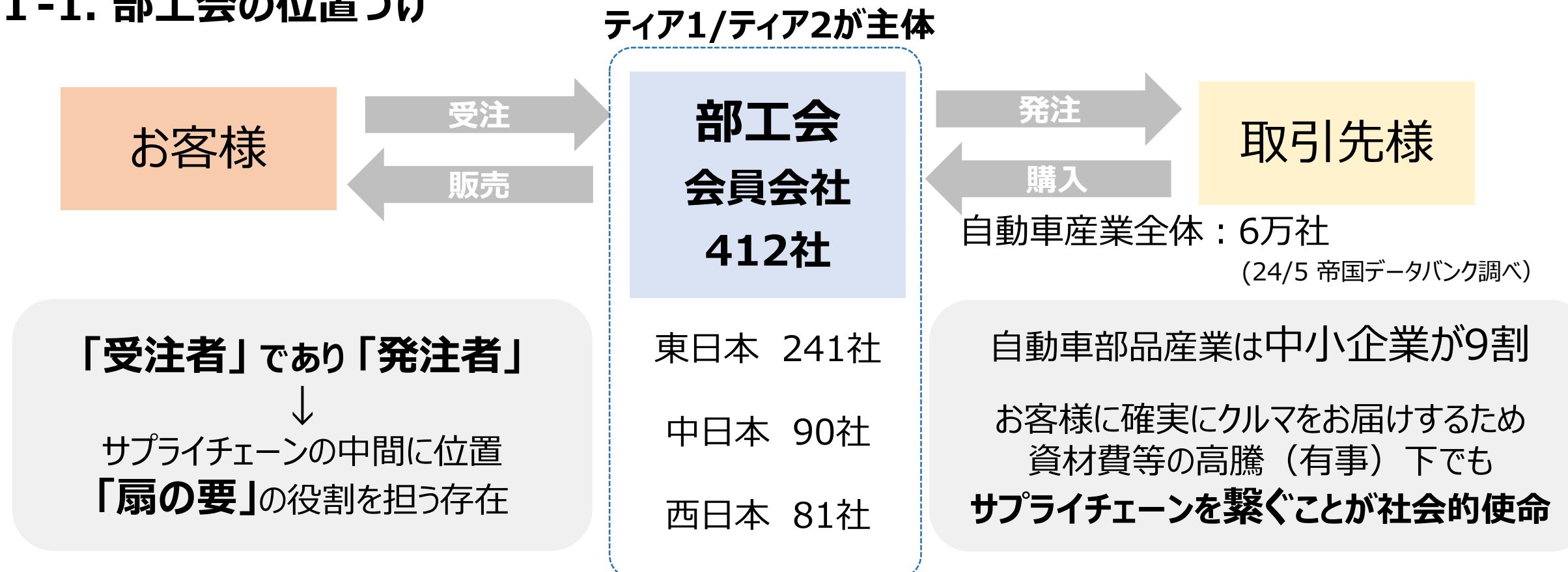
<目次>

1. 部工会の位置づけと取組みの柱
2. 取組みの全体像と本セミナーの目的
3. 「自ら襟を正す」活動：適正取引の実現
 - 3-1. 「労務費のコスト指標および価格転嫁事例」の公開
 - 3-2. 「公正取引委員会(公取委)からの勧告を踏まえた留意点」の展開
 - 3-3. 「パートナーシップ構築宣言」社数の拡大
4. 自工会・経産省との連携活動
 - 4-1. 自動車産業集積地でのセミナー開催
 - 4-2. 自主行動計画、徹底プランの改訂
5. まとめ
6. お願い事項

24/8/21 (水) (一社) 日本自動車部品工業会
総務委員会 サプライチェーン部会 部会長
トヨタ紡織株式会社 取締役執行役員 岩森 俊一

1. 部工会の位置づけと取組みの柱

1-1. 部工会の位置づけ



1-2. 取組みの柱

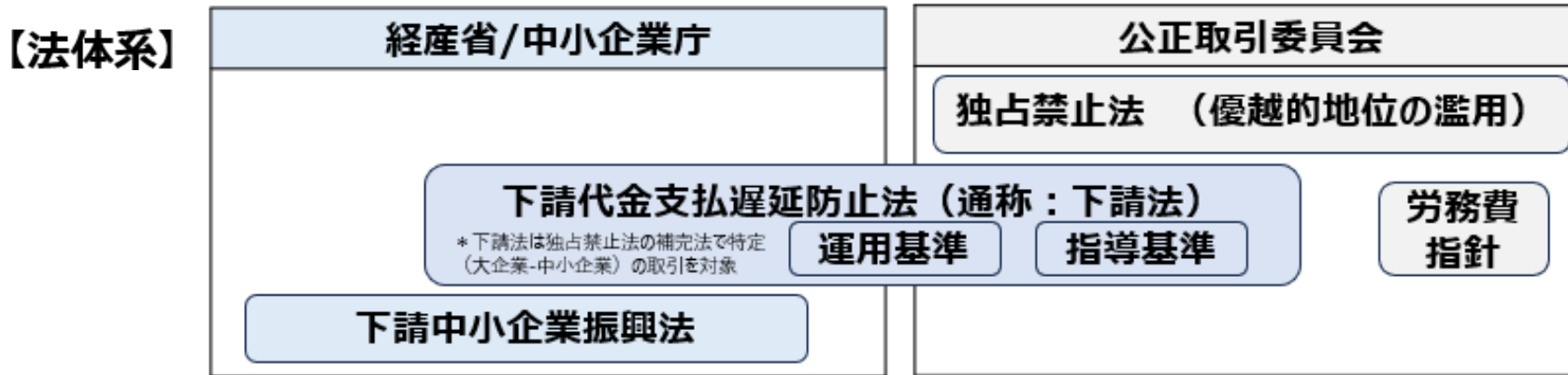
① 「自ら襟を正す」 活動

(特に中小企業に正しく向き合う。どの部品が欠けてもクルマはできない。)

② 自工会・経産省との連携

(サプライチェーン全体への浸透)

2. 取組みの全体像と本セミナーの目的

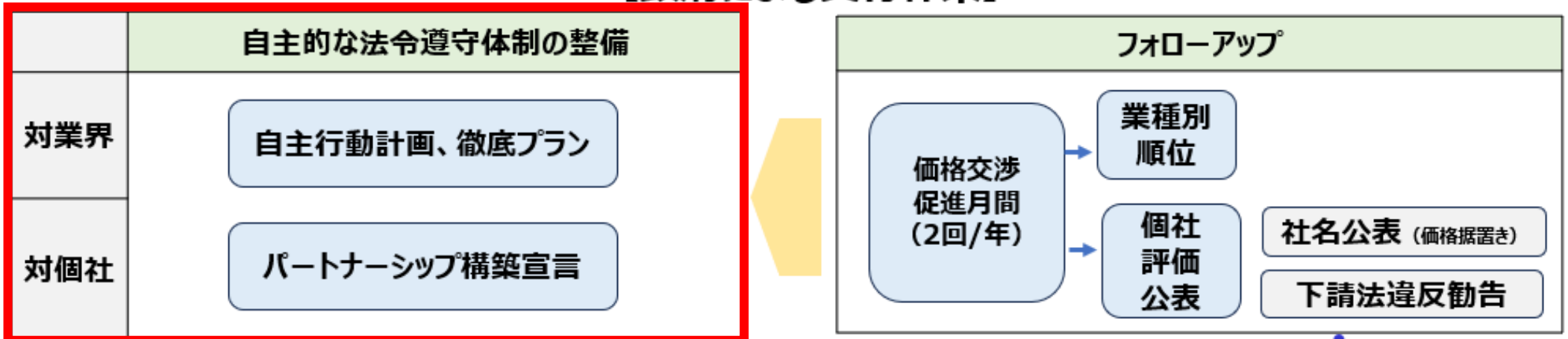


【業種別ガイドライン】

自動車産業適正取引ガイドライン

 経産省/中小企業庁
 公正取引委員会

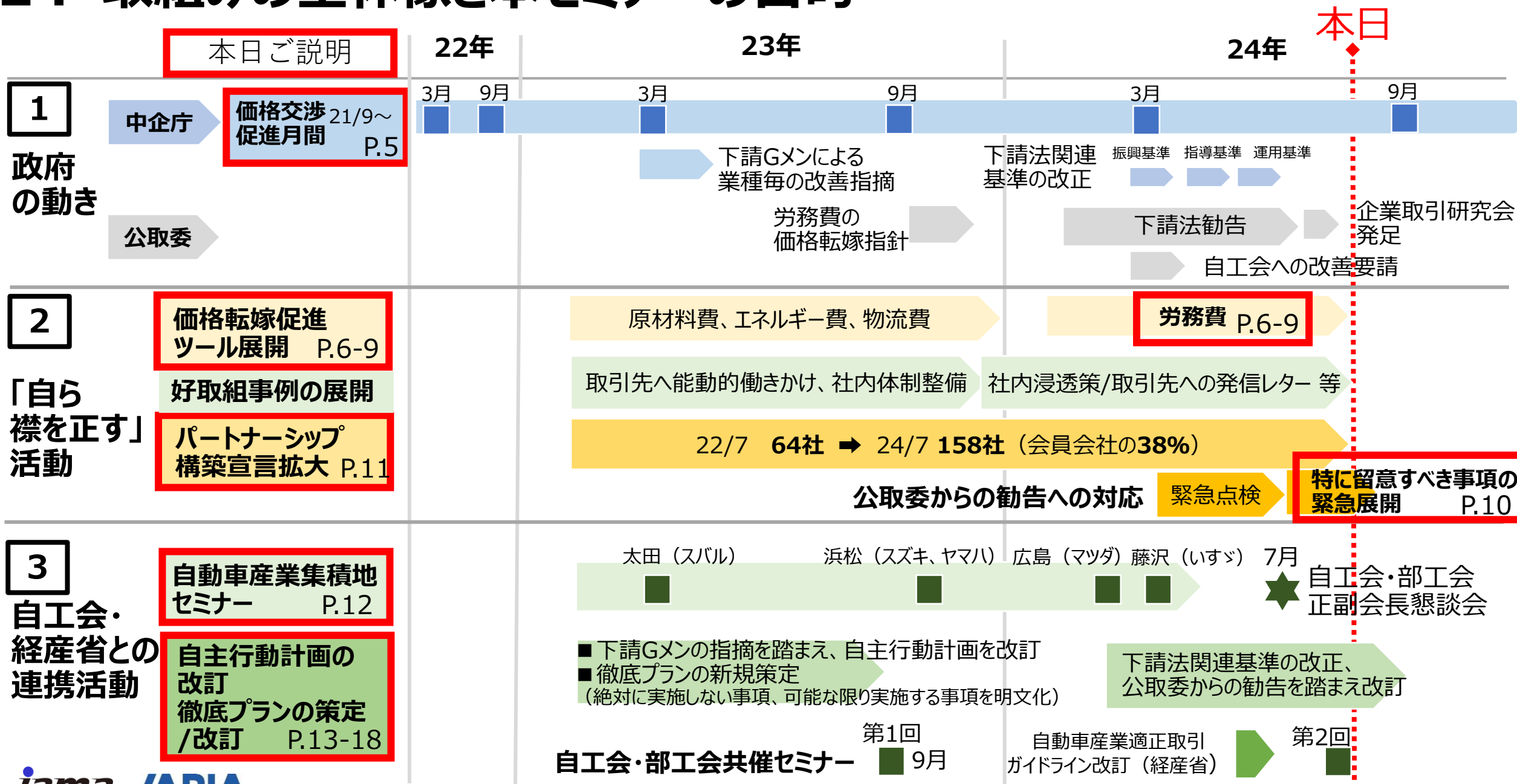
【政府による実行体系】



目的

- 自工会・部工会が連携して共に「襟を正す」事で、セミナーを通じて各社の理解を深め、サプライチェーン全体に適正取引浸透を図る

2. 取組みの全体像と本セミナーの目的



価格交渉促進月間 フォローアップ調査結果

27業種中 自動車・自動車部品 順位推移

順位
(27業種中)

1位

5位

10位

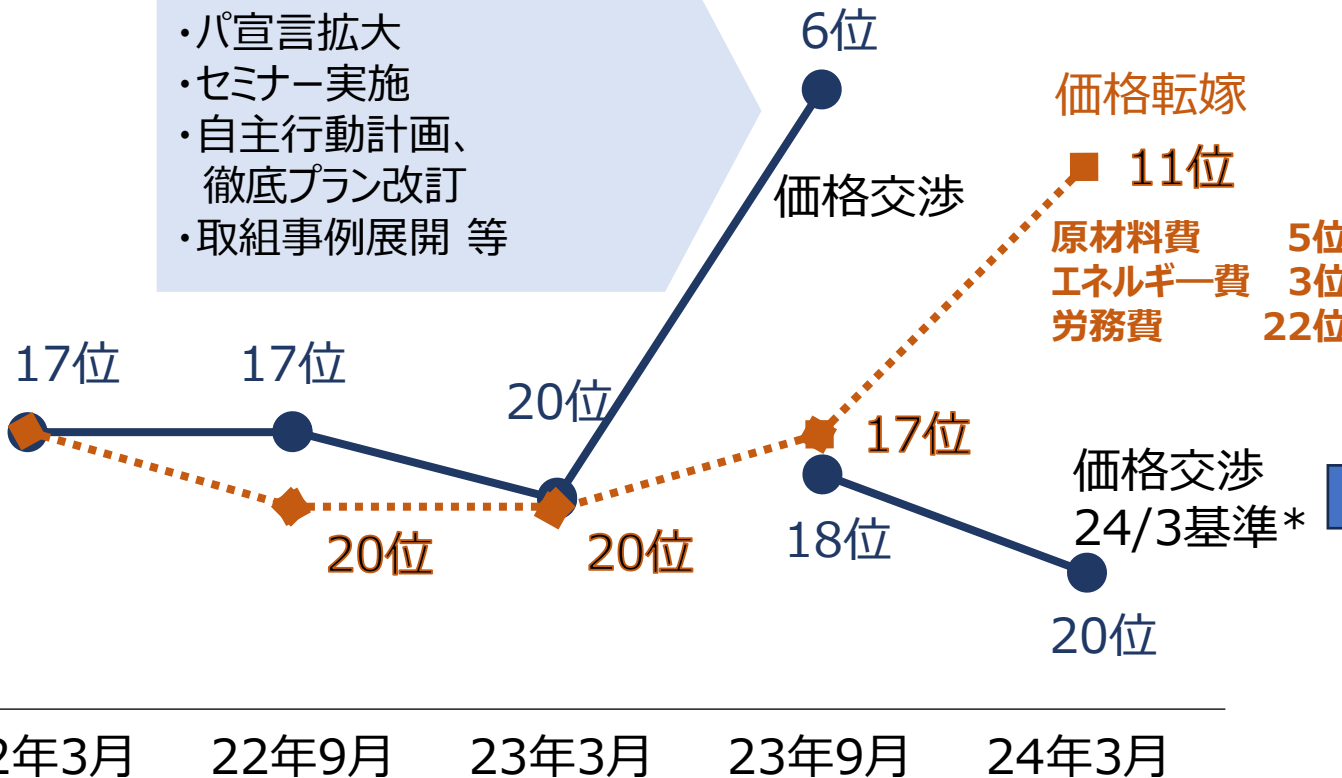
15位

20位

25位

取引適正化に向けた取組実施

- ・パ宣言拡大
- ・セミナー実施
- ・自主行動計画、徹底プラン改訂
- ・取組事例展開 等



「価格交渉」順位

順位		2024年3月	2023年9月平均点	2024年3月平均点
-	全体		6.80	6.54
1位	化学↑		7.47	7.54
2位	鉱業・採石・砂利採取↑		7.38	7.39
3位	製薬↑		6.03	7.38
4位	電気・ガス・熱供給・水道↑		7.05	7.18
5位	廃棄物処理↑		6.45	7.01
6位	飲食サービス↑		6.97	6.98
7位	繊維↑		6.82	6.94
8位	卸売↓		7.32	6.89
9位	情報サービス・ソフトウェア↑		6.75	6.88
10位	小売↓		6.99	6.70
10位	広告↓		7.43	6.70
12位	食品製造↓		6.90	6.63
13位	建設↓		6.91	6.61
14位	印刷↑		6.45	6.54
15位	電機・情報通信機器↓		7.15	6.51
16位	造船↓		6.79	6.46
17位	機械製造↓		7.04	6.44
18位	紙・紙加工↓		7.06	6.42
19位	放送コンテンツ↑		5.81	6.38
20位	自動車・自動車部品↓		6.61	6.33
21位	通信↑		5.33	6.15
21位	不動産業・物品賃貸↑		6.11	6.15
23位	金属↓		6.85	6.12
24位	建材・住宅設備↓		6.38	6.10
25位	トラック運送↑		4.87	5.62
26位	石油製品・石炭製品製造↓		6.45	5.23
27位	金融・保険↓		6.72	5.21
-	その他		-	-

23/9 : 18位 → 24/3 : 20位へ低下

*: 申し入れがなかった場合の「価格交渉は不要と判断」について「0点→対象外」に変更。
結果として価格転嫁のフォーミュラ制度がある業界は平均点が上昇すると考えられる。

3. 「自ら襟を正す」活動：適正取引の実現

3-1. 「労務費の関連指標および価格転嫁事例」の公開

(8月6日より
部工会HP (一般ページ) に掲載)

【労務費の関連指標】

① 消費者物価指数 (前年比)

生鮮食品を除く総合指数。総務省統計局掲載データより。

② 賃上げ率 (年率)

- ・ベア (基本給のベースアップ) と定昇相当分 (賃金カーブ維持分) を含む
- ・自動車総連とJAMからデータを提供頂き掲載
- * 自動車総連：
 - 12労連 (全トヨタ労連、全日産・一般業種労連、全国本田労連、全国マツダ労連、全三菱自動車・三菱ふそう労連、スズキ関連労連、SUBARU関連労連、全ダイハツ労連、全国いすゞ自動車関連労連、日野自動車労連、ヤマハ労連、日本自動車部品産業労連)
 - のメーカー部会、車体・部品部会
- * JAM：自動車部会56単組

③ 最低賃金 (円)

厚生労働省HP掲載データより。
全国加重平均・各都道府県データ。

<使い方>

①「指標」「種類」で見た原材料費・エネルギー費・物流費の指標・種類を選択
※エネルギー：「種類」は各調整費 (会社別) および平均販売単価 (地域別) を選択すると、グラフを表示
※ウレタン・ポリアミド6：右の「配合比率」を指定した上で、「種類」を選択しグラフを表示
※国内物流：右の「トラックサーチャージ」を指定した上で、「種類」で「地域別のトラックサーチャージ」を選択すると、グラフを表示

②「期間」で選択したい期間を選択 (費目によって選択可能な期間が異なります)

③選択した指標と期間の価格推移をグラフと表で表示。PDFとCSVで出力可能

補足説明		指定項目
鉄鋼材料の種類	電気・ガスの料金構成	ウレタン配合比率指定
非鉄金属材料の価格構成	国内トラック便のサーチャージ算出方法	ポリアミド6配合比率指定
非金属材料の価格構成	労務費の種類・注記	国内トラック便トラックサーチャージ指定

指標

- 06_【原材料】ABS樹脂
- 07_【原材料】合成ゴム
- 08_【エネルギー】電気
- 09_【エネルギー】ガス
- 10_【物流】国内トラック便
- 11_【物流】海外輸便
- 12_【物流】海外輸入便
- 13_【労務費】消費者物価指数・最賃・賃上げ率

13_【労務費】消費者物価指数・最賃・賃上げ率

23.7.31版

(出典) 消費者物価指数：財務省統計局

種類

- 13_01_消費者物価指数 (前年比)
- 13_02_自動車総連&JAM 総賃上げ率 (年率)
- 13_03_JAM 総賃上げ率 (年率)
- 13_04_自動車総連 総賃上げ率 (年率)
- 13_05_自動車総連 総賃上げ率 OEM (年率)
- 13_06_自動車総連 総賃上げ率 車体・部品 (年率)
- 13_07_最低賃金 全国加重平均 (円)
- 13_08_最低賃金 全国加重平均 (北海道) (円)

期間

すべての期間

2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023

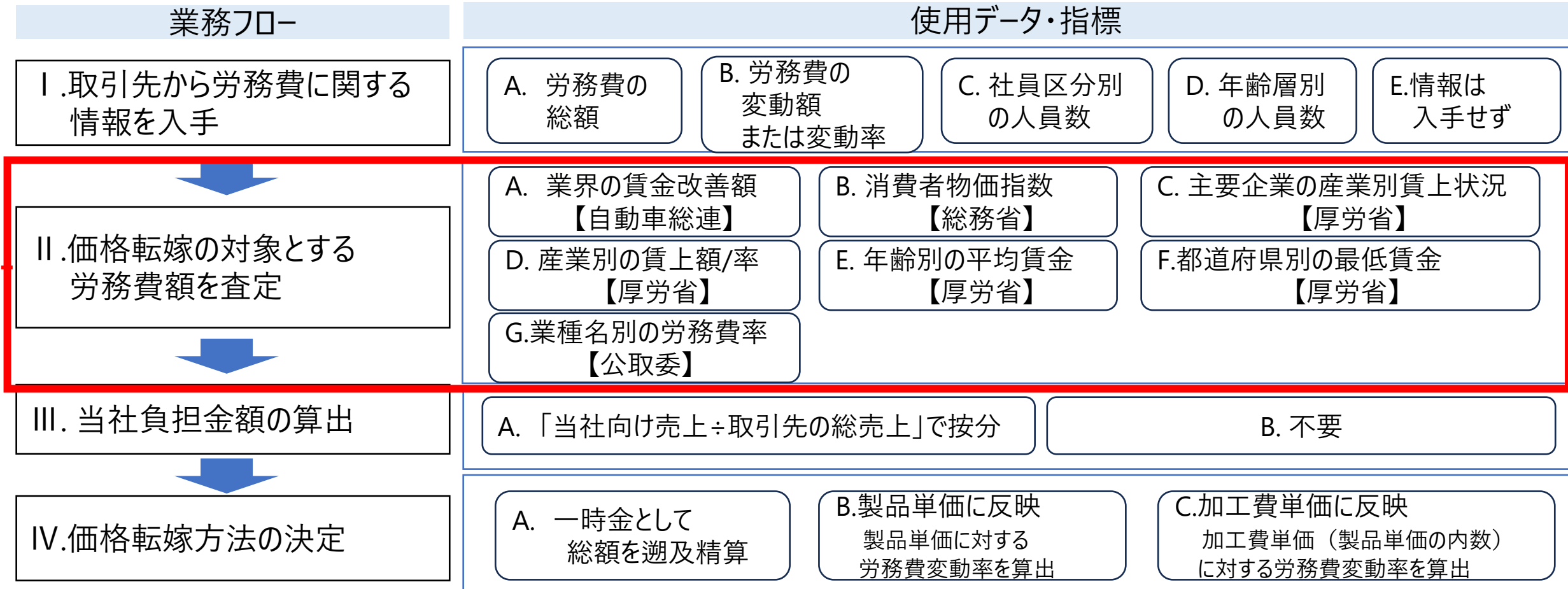
jama JAPIA Japan Automobile Manufacturers Association Japan Auto Parts Industries Association

©Japan Auto Parts Industries Association (JAPIA) All Rights Reserved.

6

【労務費の価格転嫁事例】（部工会HPより抜粋）

価格転嫁額見積もりの業務フローと価格転嫁方法



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(23年11月公取委) –発注者として採るべき行動/求められる行動より–

【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること】 [労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会 \(jftc.go.jp\)](https://www.jftc.go.jp/)

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【労務費の価格転嫁事例】（部工会HPより抜粋）

【 9 件の価格転嫁事例一覧表】

事例 No.	取引先業種	社員数	業務フロー/使用データ・指標			
			I.取引先から 労務費に関する 情報を入手	II.価格転嫁の 対象とする 労務費額の査定	III.当社負担金額 の算出	IV.価格転嫁 方法の決定
①	プレス加工/溶接/組立	104名	E	A	A	A
②	プレス加工/溶接/組立	511名	B	C、F	A	A
③	プレス加工/溶接/組立	68名	A	D、F	A	A
④	プレス加工	500名	E	B、G	A	B
⑤	プレス加工	270名	A	B	A	C
⑥	繊維業	160名	D	E	B	C
⑦	樹脂成形部品加工	240名	A	F	A	C
⑧	鋳造素材加工	70名	E	F,G	B	B
⑨	表面処理	257名	E	F	B	C

【労務費の価格転嫁事例】 事例⑤ (部工会HPより抜粋)

使用データ・指標 P7

- A. 労務費の総額
- B. 労務費の変動額または変動率
- C. 社員区別の人員数
- D. 年齢層別の人員数
- E. 情報は入手せず

取引先の概要

【業種】プレス加工 【社員数】270名

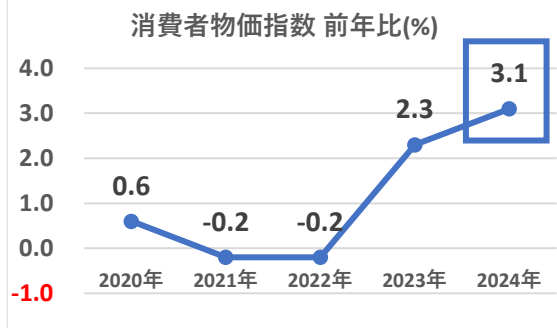
I. 取引先から労務費に関する情報を入手

【労務費総額】10億円/年

II. 価格転嫁の対象とする労務費額の査定

【賃上げ率】

- ・消費者物価指数を指標として適用
前々年→前年の伸び率を当年の改訂に適用
- ・消費者物価指数伸び（対前年比）3.1% (22年→23年)が、ベースアップ分に相当すると判断



出典：JAPIA HP 適正取引の更なる強化
<https://www.japia.or.jp/work/torihikiteka/iseika/>
 原材料・エネルギー等の価格転嫁ツール（エクセル）
 →14_【労務費】消費者物価指数・最賃・賃上げ率
 →14_01_消費者物価指数（前年比）

使用データ・指標 P7

- A. 業界の賃金改善額【自動車総連】
- B. 消費者物価指数【総務省】
- C. 主要企業の産業別賃上状況【厚労省】
- D. 産業別の賃上額/率【厚労省】
- E. 年齢別の平均賃金【厚労省】
- F. 都道府県別の最低賃金【厚労省】
- G. 業種名別の労務費率【公取委】

III. 当社負担金額の算出

【価格転嫁対象の総額】

31,000千円/年

= 取引先の労務費総額10億円 × 消費者物価指数上昇率 3.1%

【取引先の当社向け売上比率】

50%

【当社負担額】

31,000千円 × 50% = 15,500千円/年 → 1,292千円/月

IV. 転嫁方法

【加工費単価に反映】

製品単価に占める加工費総額：65,600千円/月

加工費値上率：2.0% = 1,292千円/月 ÷ 65,600千円/月

品番	台数/月	現単価(円)	材料費(円)	加工費(円)	加工費金額(千円/月)	加工費値上率※	個あたり転嫁額	新単価(円)
A	800,000	100	20	80	64,000	2.0%	+1.6円	101.6
B	200,000	10	2	8	1,600	2.0%	+0.16円	10.16
計	1,000,000	-	-	-	65,600	2.0%	-	

3. 「自ら襟を正す」活動：適正取引の実現

(部工会HP (会員ページ) に掲載)

3-2. 「公取委からの勧告を踏まえた留意点」の展開

弁護士と共同で作成し、会員会社に展開

① 法令改正・勧告等の政府動向に関わる 情報とそれらを踏まえた留意事項

自動車業界に対する公取委からの勧告を踏まえ、独占禁止法（優越的地位の濫用）および下請法の観点から、自動車業界以外の勧告事案も含め特に留意すべき事項やポイントを整理

本日大東先生よりご説明

② 判断に迷う想定取引事例に対する留意点

自動車業界が公取委から勧告を受けた「原価低減要請」「利益提供要請」「型の保管費」を含め、判断に迷う想定取引事例に対する留意点を解説

大東先生と協議し、26個の想定事例を作成
ガイドラインとしての活用を期待

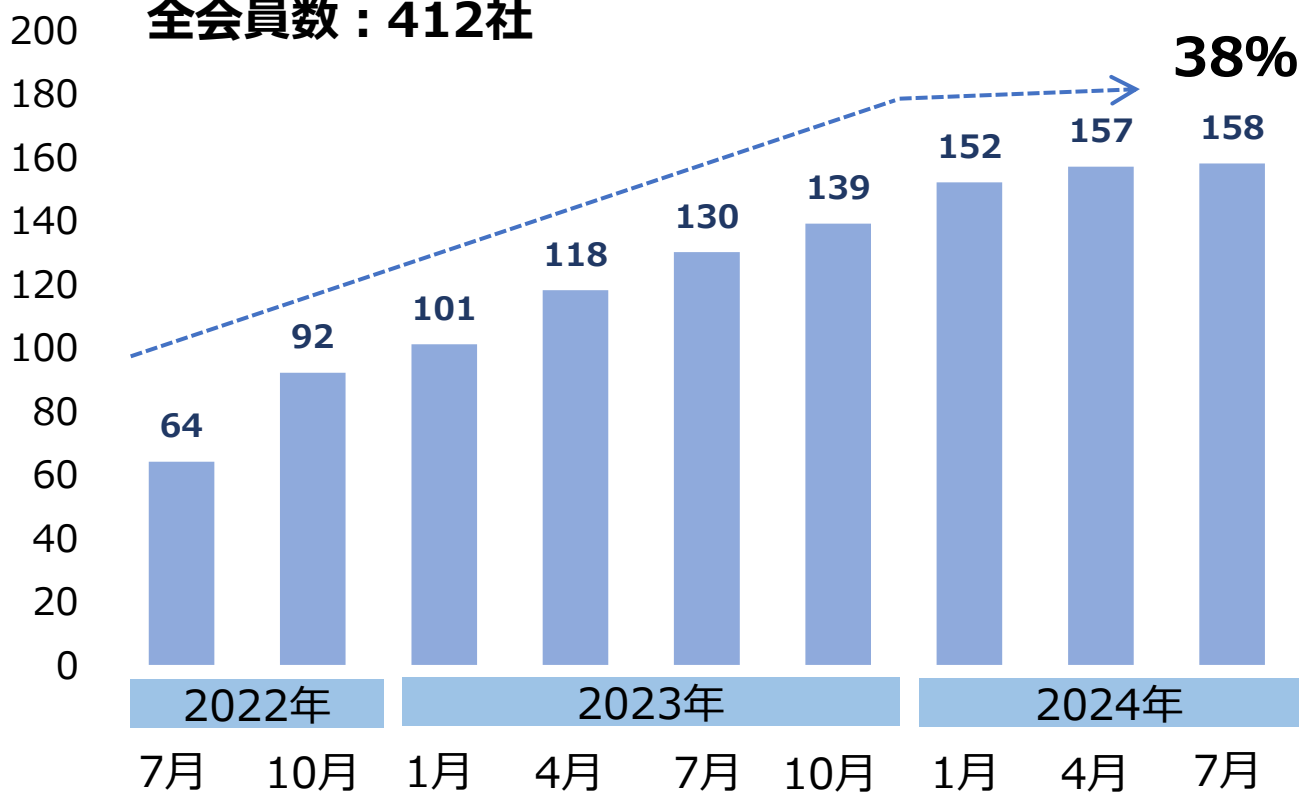
- ・部工会会員：部工会HP会員ページに掲載(■事例集・便利ツール(2)会員限定) <https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/>
- ・自工会会員：自工会事務局より関係資料を別途展開予定

3. 「自ら襟を正す」活動：適正取引の実現

3-3. 「パートナーシップ構築宣言」拡大

単位：社

全会員数：412社



「パートナーシップ構築宣言」
ポータルサイト (biz-partnership.jp)

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から「代表権のある者の名前」で宣言するもの
引用：中企庁パ宣言ポータルサイト

単位：社

	総数	宣言数	宣言率
中小企業	213	45	21%
中堅企業	101	36	36%
大企業	98	77	78%
合計	412	158	38%

中小企業：資本金3億円以下
または従業員300名以下
中堅企業：資本金3億円超 かつ
従業員300名超～1,000名以下
大企業：上記以外

- ・サプライチェーン全体を牽引していく為に、発注者の立場で積極的に宣言していく事が必要。
- ・特に未宣言企業の皆さまは、適正取引の趣旨への御賛同と宣言へのご協力をよろしく
お願いします。

4. 自工会・経産省との連携活動

4-1. 自動車産業集積地でのセミナー開催

OEM、ティア1、政府、商工会議所等が共同で、地元のティア2以降を含めた自動車業界関係企業に対し適正取引の取り組みを発信する事により、サプライチェーン全体への浸透活動を展開。

	太田地域 (スバル)	浜松地域 (スズキ・ヤマハ)	広島地域・中国地方 (マツダ)	藤沢地域 (いすゞ)
開催日	2023年3月7日	2023年10月16日	2024年2月28日	2024年3月18日
主催	太田商工会議所 部工会	部工会	経産省中国経済産業局 部工会	藤沢・周辺の商工会議所・商工会、 部工会
共催・後援	—	浜松商工会議所	広島商工会議所	—
講演者	・経産省自動車課 ・スバル様 (常務調達本部副本部長) ・しげる工業様(社長) ・部工会TF	・経産省自動車課 ・スズキ様(SC推進部長) ・ヤマハ様(調達企画部長) ・ソミック石川様(会長) ・部工会TF	・経産省自動車課 ・マツダ様(執行役員購買担当) ・ダイキョーニシカワ様(社長) ・部工会TF	・経産省自動車課 ・いすゞ様(購買管理部長) ・プレス工業(常務執行役員) ・部工会
参加対象	太田地域のサプライヤー ・太田商工会議所会員 ・部工会会員 (近隣スバル取引部品メーカー)	浜松地域・近隣サプライヤー ・浜松商工会議所会員 ・次世代自動車センター会員 ・スズキ・ヤマハ協力会会員 ・部工会会員	広島地域・中国5県サプライヤー ・広島商工会議所、他中国5県 商工会議所/商工会会員 ・マツダ東友会会員 ・ひろしま自連メンバー ・部工会会員	藤沢地域・近隣のサプライヤー ・藤沢・茅ヶ崎・大和・海老名商 工会議所会員、綾瀬市・寒川町 商工会会員 ・部工会会員
参加者数	会場80名/WEB30名 計110名	会場160名/WEB220名 計380名	会場100名/WEB200名 計300名	会場100名

■ 直接の取引先だけではなく、その先の取引先にも浸透する様な取り組みを、各社にお願いしたい。

4. 自工会・経産省との連携活動

4-2. 自主行動計画、徹底プランの改訂

◆「自主行動計画とは？」= 業界・企業における取引適正化の取組みの「方針・考え方」

・自工会、部工会では、「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着のために、2016年9月に政府が発表した適正取引に関する指針「未来志向型の取引慣行に向けて」や関係法令等を踏まえて、適正取引における重点課題※をまとめた「自主行動計画」を2017年3月に策定。

【適正取引における5つの重点課題】

- 1) 合理的な価格決定
 - 2) 型取引の適正化
 - 3) 下請代金支払の適正化
 - 4) 知的財産・ノウハウの保護
 - 5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- ・以降、「振興基準」の改正、政府方針、社会情勢等も踏まえ 自主行動計画を改訂するとともに、毎年（年1回）のフォローアップ調査により取組み実態を把握し、改善を図る。

◆「徹底プランとは？」= 自主行動計画の実効性を高めるための「具体的な取組み」

・「自主行動計画」に記載があるが、徹底が不十分（守られていない可能性がある）な項目について、更に実効性を高めるための取組み（各社において絶対に実施しない事項、可能な限り実施する事項）を明文化。

政府からの要請に真摯に応えると共に、価格転嫁および長年の商慣習に関わる課題に対し、

- ・自工会・部工会・経産省が密に連携して取組み
- ・サプライチェーン全体に浸透させる為に、自工会・部工会が率先垂範

4-2.自主行動計画、徹底プランの改訂

【政府の動き】

24年3月25日 下請法振興基準の改正

- ・労務費の価格転嫁指針を追加
- ・原材料、エネルギー費の適切なコスト増加分の全額転嫁の指針を追加

24年4月30日 下請法指導基準の改正

- ・24/11以降、60日を超える手形支払いを継続している場合、公取委が指導する方針を明記

24年5月27日 下請法運用基準の改正

- ・買い叩きの解釈、考え方を明確化

24年1月～24年7月

- ・公取委が自動車業界各社に対し、下請法違反を勧告

24年3月

- ・公取委が自工会に対し、違反行為の未然防止の取組み、業界全体の取引適正化の一層の推進を要請

■自主行動計画の主な改訂ポイント

【自主行動計画の主な改訂ポイント】

両会で歩調を合わせ、 各々の自主行動計画に追記

- ①価格協議に関する好ましくない事例
- ②原価低減要請に関する好ましくない事例
- ③労務費の価格転嫁に関する指針
- ④原材料、エネルギー費の適切なコスト増加分の全額転嫁
- ⑤支払い条件の改善（手形60日以内）
※下請だけでは無く、大企業間の取引も見直しに努める旨を明記
- ⑥親事業者の11の禁止行為
（下請法および同法運用基準より抜粋）
※調達に関わる全部門に緊急点検を展開

4-2.自主行動計画、徹底プランの改訂

【主要な追記内容】

① 価格協議に関する好ましくない事例

- 1) 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- 2) 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- 3) もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- 4) 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと

② 原価低減要請に関する好ましくない事例

- 1) 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- 2) 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- 3) 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

4-2.自主行動計画、徹底プランの改訂

【主要な追記内容】

③労務費の価格転嫁に関する公取委の指針

労務費の転嫁に際しては労務費転嫁指針に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、同指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。

④原材料費、エネルギー費の全額転嫁

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改訂タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

⑤支払い方法の改善

- ・下請代金の支払いに係る手形等（一括決済方式または電子記録債権を含む）のサイトは60日以内とする。
- ・サプライチェーン全体で支払い方法の改善を進めるにあたって、大企業は率先して下請法対象以外の大企業間の取引についても、支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）に努める。

4-2.自主行動計画、徹底プランの改訂

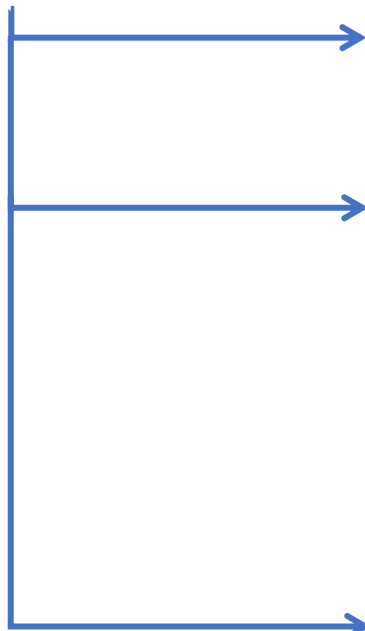
⑥親事業者の11の禁止行為 **【主要な追記内容】**

(参考：P.21-22に詳細資料掲載)

(下請代金支払遅延等防止法及び同法運用基準より抜粋)

親事業者には、書面の交付義務(第3条)、支払期日を定める義務(第2条の2)、書類の作成・保存義務(第5条)、遅延利息の支払義務(第4条の2)の4つの義務と次の11項目の禁止事項が課せられており、たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請法に違反することになるので十分注意すること。

現在、順守が特に 求められている3項目

- 
- 1) 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
 - 2) 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
 - 3) **下請代金の減額 (第4条第1項第3号)**
 - 4) 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
 - 5) **買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)**
 - 6) 購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)
 - 7) 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
 - 8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)
 - 9) 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
 - 10) **不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)**
 - 11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第4条第2項第4号)

【ご参考】自工会・部工会の自主行動計画、徹底プランの掲載場所

■ 自工会



参照URL:https://www.jama.or.jp/release/news_release/2024/2577/

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画と徹底プランの改訂について

2024/05/31

一般社団法人日本自動車工業会（会長:片山 正則）は、適正取引に関する自工会方針に基づき、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」およびその実効性を高める「徹底プラン」を改訂いたしました。

現在、緊急点検による徹底した調査を継続しており、引き続き、法令遵守を大前提とした適正取引を強力に推進し、「日本のものづくりの競争力確保」と「健全な取引環境の構築」の実現に向け、一般社団法人日本自動車部品工業会と共に、自動車産業のサプライチェーン全体で取り組みを継続して進めて参ります。

- [適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画](#) 
(2024年5月31日改訂版)
- [徹底プラン PDF](#) 
(2024年5月31日改訂版)

■ 部工会

参照URL:<https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/jishukoudoukeikaku/kaitei>

一般社団法人日本自動車部品工業会（部工会）は、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」およびその実効性を高める「徹底プラン」を改訂いたしました。今後も、一般社団法人日本自動車工業会と共に一丸となって、今一度「襟を正し」、法令遵守を大前提とした適正取引をサプライチェーン全体で推進、浸透させていくことに取組んで参ります。詳細は下記リンク先をご確認ください。

【会員企業代表者様】自主行動計画・徹底プラン改訂に関わる総務委員長からのお願い

≪資料≫

- ▼ [【2024.6改訂】自主行動計画](#)
- ▼ [【2024.6改訂】徹底プラン](#)
- ▼ [【参考】自動車産業適正取引ガイドライン](#)

5. まとめ

1	「労務費の関連指標および価格転嫁事例」の公開	・価格転嫁への活用の促進
2	「公取委からの勧告を踏まえた留意点」の展開	・法令改正・勧告等の情報、留意事項の理解 ・判断に迷う想定取引事例に対する留意点の活用
3	「パートナーシップ構築宣言」拡大	・取引適正化促進とサプライチェーン全体の共存共栄に向けた宣言拡大
4	自動車産業集積地でのセミナー開催	・各OEMや政府等と一体となり、セミナー内容の取引先への浸透
5	自主行動計画、徹底プランの改訂	・価格転嫁及び商慣習に関わる課題への対応

6. お願い事項

- 自動車産業のサプライチェーン全体での適正取引の推進、浸透に向け、引き続き、**自工会と部工会が連携して率先垂範**していきたく、各社での確実な実践をお願いします。

“サプライチェーンの各ティアにおいて、各社が「発注者の立場」で、直接の取引先（各社のティア1）に対して**「自主行動計画」「徹底プラン」を確実に実践**”

- 「適正取引推進による活性化」を通じて、「**グローバルでの競争力の確保、向上**」につなげる事が、**業界としてのありたい姿**である事を念頭に置き、地道に粘り強く、取組みを頂く様をお願いします。

END

自主行動計画、徹底プランの改訂

【主要な追記内容】

親事業者の11の禁止行為

1) 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むと下請法違反となります。

2) 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)

親事業者は物品等を受領した日 (役務提供委託の場合は、役務が提供された日) から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。

3) 下請代金の減額 (第4条第1項第3号)

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となります。

4) 返品禁止 (第4条第1項第4号)

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ありませんが、それ以外の場合に受領後に返品すると下請法違反となります。

5) 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容 (又は役務の提供) に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」として下請法違反になります。

(下請法運用基準(改訂案)より抜粋)

次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

ア従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額

イ当該給付に係る主なコスト (労務費、原材料価格、エネルギーコスト等) の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

自主行動計画、徹底プランの改訂

【主要な追記内容】

親事業者の11の禁止行為

6) 購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（自社製品を含む）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、下請法違反となります。

7) 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると下請法違反となります。

8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除（相殺）したりすると下請法違反となります。

9) 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、支払期日までに一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると下請法違反となります。

10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。

11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第4条第2項第4号)

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取消若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。

さらなる取引適正化に向けた法律上の留意点

取引適正化のために遵守すべき法令

- ・ サプライチェーン全体で適正取引を促進するため、まずは、最も重要な法令である「**優越的地位の濫用**」の禁止(独占禁止法)と「**下請法**」を遵守する必要があります。
- ・ その上で、パートナーシップ構築宣言で遵守を宣言する「**下請中小企業振興法に基づく振興基準**」についても、真摯な取り組みが必要です。

遵守すべき法令をめぐる近時の動向

- ・ 近時、公取委等の監督官庁において、取引の適正化に向けた取締りが活発化しています。
- ・ 公取委は、コストが上昇している昨今の状況に照らし、次々と、コスト上昇分の価格転嫁円滑化に向けた対策をとっており、近時の最重要課題となっています。



自動車産業では、優越的地位の濫用(独占禁止法)・下請法いずれについても「**下請代金の減額**」「**買ったとき**」「**不当な経済上の利益の提供要請**」が特に重要です。これらの3つの行為に該当しないよう、下請法適用対象取引か否かに関わらず、次の**3つのポイントにご留意**ください。

1. 代金を後から減額しない

- ・ 下請法適用対象の取引において、発注時に決定した下請代金を後から減額することは、下請事業者との書面による合意があったとしても、形式的判断により違法とされ、社名が公表される場合があります。
- ・ 下請法適用対象外の取引においても、事後的な代金の減額は、原則として優越的地位の濫用(独占禁止法)に当たるため、注意が必要です。
- ・ 特に、次の典型的な違反パターンに留意が必要です。
 - ① 発注金額から「割戻金」その他何らかの名目で金銭を差し引く行為
 - ② 原価低減後の新単価を遡及的に適用する行為

2. 協議・合意した適正な金額で発注する

- ・ 買ったときは、下請法違反であるとともに、優越的地位の濫用(独占禁止法)でもあります。
- ・ 買ったときにならないようにするためには、**①十分な協議に基づき合意した、②適正な金額で発注することが重要です。**
- ・ **①の協議を行うにあたっては、協議の経過を記録化しておくことも重要です。**
- ・ 労務費等のコストが上昇している昨今の状況に照らし、サプライヤーから値上げの申入れがない場合であっても、発注者の側からサプライヤーに働きかけ、明示的にコスト上昇分の転嫁に関する協議の場を設けることが求められています。

3. 経済上の利益を無償提供させない

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請は、下請法違反であるとともに、優越的地位の濫用(独占禁止法)でもあります。
- ・ 例えば、手数料等の名目で、提供させる金銭の算出根拠及び用途が明確でない金銭を提供させるようなことは、避ける必要があります。
- ・ 近時、量産期間終了後にサプライヤーに型を無償で保管させているケースが大きく問題視されており、公取委による勧告・社名公表事例が増えています。下請中小企業振興法に基づく振興基準や経産省「型取引の適正化推進協議会報告書」に従い、型管理の適正化を進めることが必要です。

★上記3つの留意点を踏まえ、サプライチェーン全体でパートナーシップを構築し、さらなる適正取引を促進することが、競争力強化につながります。